

未熟児養育医療給付制度

未熟児養育医療とは、身体の発育が未熟のまま生まれ、入院を必要とするお子さんが、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を公費により負担する制度です。世帯の所得税額に応じて入院治療費の一部自己負担額が変わります。

1 対象者

出生時体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の児で、医師が入院治療を必要と認めたもの。

2 給付の内容

- (1) 入院中の診察・処置・看護や薬剤・治療材料の支給など
- (2) 移送

3 手続き方法

指定医療機関に入院した日から1か月以内に、次の(1)～(7)をそろえて江田島市子育て支援課へ申請してください。本庁・支所の窓口でも書類の受付は、可能です。

(1) 養育医療給付申請書 (様式第1号)

(2) 医師の養育医療意見書 (様式第2号)

(3) 世帯調書 (様式第3号)

(4) 市町村民税額及び市町村民税所得割の額等を証明するもの

※1月から6月までの申請は前々年分、7月から12月までの申請は前年分のもの。

ただし、前々年分が必要な場合、前年の1月1日現在江田島市居住の方、前年分が必要な場合、本年の1月1日現在江田島市居住の方は省略できます。

ア 同一世帯内で、所得のある方全員の証明が必要です。

イ 生活保護法による被保護者は、生活保護受給証明書（福祉事務所で発行）

(5) 扶養義務者申（申請者）の個人番号確認書類及び本人確認できるもの

※次のいずれかのものを用意してください。お子さんの個人番号は、後日通知カード等が届いて記入してください。

ア 個人カード

イ 通知カード＋顔写真付きの身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート等）

ウ 個人番号の記載された住民票の写＋顔写真付きの身分を証明できるもの
(運転免許証、パスポート等)

(6) お子さんが医療保険に加入していることが確認できるもの

※次のいずれかのものを用意してください。

ア お子さんの名前が入っている健康保険証の写し（最大R7.12.1まで利用可）

イ 医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」

ウ マイナポータルからダウンロードした「資格確認画面」

(7) こども医療費支給申請書兼申立書

こども医療費助成対象者で、申請時に提出していただくと、こども医療費の負担金の納入のみになります（裏面参照）。

(8) その他

治療開始日から1か月以上申請が遅れた場合は、遅延理由書の提出が必要。



問合せ・提出先

江田島市 子育て支援課

〒737-2122

江田島市江田島町中央四丁目18番28号

電話 0823-42-2852

養育医療給付のしくみ

入 院 治 療 費			
医療保険適用分	①自己負担分 (市が立て替え)		
医 療 保 険 適 用	②公費	③自己負担分	
	④ 養育医療 費助成	⑤ こども 医療費 助成	⑥ 申請者 負担

- *指定養育医療機関における養育医療にかかる入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担分（①）の一部が公費負担（②）されます。
- *①の自己負担分の医療費は、一旦、市が立て替えます。
- *世帯の市町村民税額等に応じて自己負担（③）が発生します。
- *こども医療費助成対象の場合、こども医療費を養育医療の自己負担分に充当しますので、最終的な申請者が負担する医療費は⑥になります。「こども医療費支給申請書兼申立書」の提出が必要です。
- *こども医療費助成対象でない場合、③が申請者負担分になります。
- *自己負担金（⑥または③）の支払い方法は、市が発行する納付書で支払っていただきます。なお、納付書が届くまで、2か月程度を要します。